

## 大妻女子大学大学院長期履修学生規程

平成15年1月23日  
制定

(趣旨)

第1条 大妻女子大学大学院学則(昭和47年4月1日制定。以下「学則」という。)第41条第2項に規定する長期履修学生(以下「履修学生」という。)の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(修業年限)

第2条 修士課程における履修学生の修業年限は、3年若しくは4年とする。

(登録単位数)

第3条 履修学生が登録できる1学年あたりの履修単位数は、修業年限が3年の学生にあつては15単位、修業年限が4年の学生にあつては10単位を限度とする。ただし、特別の事情のある場合については、この限りでない。

(授業料等)

第4条 履修学生の授業料その他納付金は、学則第45条第1項第3号及び第4号に定める総額を、履修学生として認められた修業年限で分割して納入することができる。

ただし、実験及び実習等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

2 分割して納入する額は、別に定める。

(他の規程の準用)

第5条 この規程に定められていない事項については、学則及び大妻女子大学学則(昭和48年4月1日制定)を準用する。

(本規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、専攻会議、研究科教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。